第32号 \$\$\frac{\pmax}{\pmax}\$\$ UD \times \ti



続・新しい資本主義に求められるもの

初めていく場所を確認したり、相続で土地の評価を利用をされてからます。所を入力するとがあります。所では大力するとができ、とでができて、とても便利です。

ところで、マップ上でどん どん高度を上げていくという なるでしょうか。見えていま 対象物はすぐに点となりなりなり、ないなりなり、ながては日本さい 高全体が見えてきます。さいと にそこから高度をあげていと と、最後は地球の輪郭までも が映し出されます。 日常生活の中では、それほど高度を上げた画像をみる必要に迫られることは少ないかもしれません。しかし、とらには能動的にカメラを引いてもっと広い範囲を見渡したり、別の場所の異なる対象を見ることで、改めて見えてくる物事もありそうです。

内閣府が設置した「新しい 資本主義の実現会議」は、去 る6月に新しい資本主義のグラ ンドデザインと工程表を発しました。そこでは、新しの 資本主義を実現する上での名之がでいる 重点的に投資する対象(※2)、 社会的課題を解決する経済社 会のシステムの構築についます。

(※1 ①分配や目詰まりを解消し、更なる成長を実現、② 技術革新に併せた官民連携で成長力を確保、③民間も公的 役割を担う社会を実現)

(※2 人への投資と分配、科学技術・イノベーションへの重点投資、スタートアップ起業加速及びオープンイノベーションの推進など)

この提言が人への投資や科学技術への投資を重視する点などは望ましい方向だと思いますが、具体的に何にいくら投資しようとしているかが明確ではないと感じました。

個人が何かに時間やお金を 使えば、他の事に使っていれ ば得られたはずの満足感は得 られないことになります。こ れは主体が国や自治体の場合 であっても同じで、支出先や 金額によって便益を受ける人 や、満足感は異なります。

従って、国や自治体が持っている人・モノ・お金といった資源をどこに振り向けるかを決める際には、地域や世代を鳥瞰する視点が求められます。便益を受ける国民の立場

からすると、「政策を実現したときの背後にいる受益者は誰か」に目を向けることが必要でしょう。

また、ガイドラインには 「いかにして目標を達成する か」についての記述が少ない ようです。



経済学者のブランコ・ミラ ノビッチは、「資本主義だけ 残った」(みすず書房 2021 年)の中で、資本主義を米田 で、資本主義をといる「リベラルをされる「リベラルを中国に代表」と中国に代表」で、表 本主義」を本主義しているが、 の中で、資本主義のでは、このでは激した。 でのは激しているがしているがのでありがでありがでありがないでありがない。 でのもしています。

これからの資本主義は不平 等と腐敗を克服できるのでしょ うか。ミラノビッチは、資本 主義の進歩をチェックする最 も重要な二つの目安として、

「富と資本所得の集中が減少しているかどうか」「世代つか」「世代の移動性が改善した。 ではいるがいでいるのではないでは、ないでは、大変を重要がある。 では、大変を重要が、は、大変を重要が、は、ないでは、ないでのでしょう。 (浩)



【新しい資本主義実現会議】 https://www.cas.go.jp/jp/se isaku/atarashii_sihonsyugi/ index.html

適格請求書(インボイス)登録事例のご紹介

前号(第31号)におる場合におる。 では、では、では、では、では、では、では、では、できずいでは、できずいでは、できずいでは、できずいでは、できずいでは、できずいでは、できずいでは、できずいでは、できずいでは、できずいでは、できがいないが、できができないが、できがいないが、できないでは、できがいないが、できないでは、できがいる。 では、できないがいますがは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないできない。 では、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないできない。 できないでは、できないでは、できないできない。 できないでは、できないできない。 できないでは、できないでは、できないできない。 できないできない。 できない。

【不動産賃貸業の場合】

○登録したケース

○登録しなかったケース

アパート1棟とその附属駐車場の賃貸を営んでいるB様。アパートの賃貸収入は非課税であり、附属駐車場の収入は毎年100万円程度でした。付属駐車場の契約者の中には、会社や個人事業者等の事業者が

いました。インボイスを登録して消費税を納税するより、 事業者からの値引き交渉に対 応する方が得であると考えて、 インボイスの登録を見送りま した。

【製造業の場合】

○登録したケース

製造業を営んでいるC様。 元々、消費税の納税義務者で あり、簡易課税制度を選択し ていました。得意先も消費税 の納税義務者であることから、 インボイスの登録をしました。

【農業の場合】

○登録しなかったケース

農業と不動産賃貸業を営んでいるD様。消費税の課税売上高が毎年1,000万円前後で推移しているため、納税義務者になる年とならない年があります。

不動産賃貸業の得意先には 消費税の納税義務者もいましたが、農業の得意先は一般消費者のみであること、及びした場合 であること、及びした場合した場合した場合した場合した場合には 課税売上高が1,000万円以表 を考え、インボイスの登録を 見送りました。

【サービス業の場合】

○登録しなかったケース

サービス業を営んでいるE 様。消費税の課税売上高が毎 年1,000万円前後で推移しているため、納税義務者になる年とならない年があります。

納税義務者である得意先からの価格交渉に応じた場合の売上減少額と、課税売上高が1,000万円以下となった場合における消費税の負担額とを比較検討し、課税売上高が1,000万円以下となった場合に免税事業者となれる方が有利との結論に達したため、インボイスの登録を見送りました。



毎年継続して消費税の納税 義務者になる場合は、ほとん どの方がインボイスを登録し ております。また、消費税の 課税売上高が5,000万円以下で あれば、簡易課税制度を選択 し、消費税の計算も影響がな く、登録による追加手続きも 少ないので、とりあえず登録 される方もいらっしゃいます。 今後は、インボイスの手続き や計算の簡便さから、原則的 な計算方法ではなく、消費税 の納税額が少し増えても簡易 課税制度を選択される方が多 くなるかもしれません。

インボイス制度が始まる令和5年10月1日からインボイス発行事業者となるには、原則として令和5年3月31日までに申請書を提出する必要があります。検討をご希望の方は当事務所までご相談ください。

(佐々木・牧)

確定申告のご案内

- 〇初めて当法人に依頼する方
- 〇建物を建てた・買った方
- 〇土地・建物を売却した方

⇒年内にお知らせください!

特に、初めてご依頼の方で1月以降にお申出の方は、 業務の状況によりお引き受けできないことがあります。 品質確保のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

年末年始休業のご案内

当法人の年末年始の営業期間は 以下のとおりです。予めご了承 くださいませ。

12					DEC	EMBER 2022
B	月	火	*	*	血	±
27	28	29	30	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27 大	28 帚除の <i>i</i>	29 5 年 3	30 k 年 始	31 休業
1 年	2 末 年	3 ■ 始 か	4 木 業	5 平常語	6 営業	7

1でないですか?

建物の取得や多額の設備投資を行った場合、届出により納付する消費税額が大幅に減少したり、または還付を受けられる可能性があります。 この届出は法人であれば適用を受ける期の前期末、個人であれば適用を受ける年の前年末が提出期限であるため、建物の建設や設備投資が 完了した後から適用を受けることはできません。届出にあたっては有利不利判定のための試算が必要となる場合が多いため、ご相談はお早めに。

法人案内

法人名 山口浜屋税理士法人

所在地 東京都日野市豊田4-14-14

浜屋 浩 浜屋 玲子 代表計員 税理士 川越 国広 佐々木 安久

牧 麻美

営業時間 午前9時から午後5時

土•日•祝日 定休日

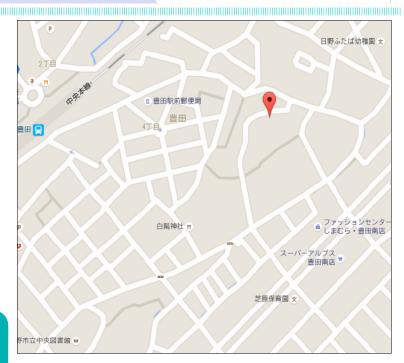
アクセス JR中央線豊田駅南口より

徒歩7分

駐車場 あり

お電話でのお問合せは

042-586-9050 ☆お気軽にご連絡ください☆



ホームページは… 山口浜屋

検索

Eメールは…

info@yhz.ecnet.jp